

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示(二件)……………三
- ………(同)…三
- 都市計画事業の認可(五件)……………三
- ………(都市整備局都市基盤部交通企画課・街路計画課)…三
- 都営住宅の廃止……………四
- ………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)…四
- 都営住宅の使用料の変更……………五
- ………(同)…五
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………九
- ………(同)…九
- 特定都営住宅の廃止……………〇
- ………(同)…〇
- 都営改良住宅の廃止……………二
- ………(同)…二
- 都営改良住宅の使用料の変更……………三
- ………(同)…三
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………三
- ………(同)…三
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………三
- ………(同)…三
- 都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上
- 限額変更……………三
- ………(同)…三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………三
- ………(同)…三

- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………四
- ………(同)…四
- 生活保護法による指定介護機関の辞退……………四
- ………(福祉保健局生活福祉部保護課)…四
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………四
- ………(同)…四
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………五
- ………(同)…五
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………六
- ………(同)…六
- 生活保護法による指定介護機関の再開……………六
- ………(同)…六
- 生活保護法による介護機関の指定(三件)……………七
- ………(同)…七
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………七
- ………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…七
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………三
- ………(同)…三
- 地方卸売市場の廃止の許可……………四
- ………(中央卸売市場事業部業務課)…四
- 卸売業務の廃止の届出……………五
- ………(同)…五
- 地方卸売市場の開設の許可……………五
- ………(同)…五
- 卸売の業務の許可……………五
- ………(同)…五
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………六
- ………(建設局河川部指導調整課)…六
- 土砂災害警戒区域等の指定……………七
- ………(同)…七
- 港湾施設の変更……………六
- ………(港湾局港湾経営部経営課)…六
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可(二件)……………六
- ………(同)…六
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………元
- ………(同)…元
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四

### 規則(教)

### 公告

## 告示

- 開発行為に関する工事完了(二件)……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…四
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………四
- ………(環境局総務部環境政策課)…四
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………四
- ………(同)…四

### 東京都告示第九百六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社貸ビルセンター

(二) 代表者氏名 代表取締役 桑山 伸行

(三) 主たる事務所の所在地 港区西新橋一丁目九番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第二九一〇九号

(五) 免許年月日 平成二十三年五月三十日

二 処分年月日 平成二十八年四月六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社宗月

(二) 代表者氏名 代表取締役 黒澤 莊一

<p>(三) 主たる事務 渋谷区笹塚一丁目五十六番十号 所の所在地</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五四五号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十三年九月二十九日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月十六日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社ボーミングスラウム</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 森川 茂実</p> <p>(三) 主たる事務 台東区台東三丁目五番四号 所の所在地</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七四〇五号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年四月六日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月十六日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p>	<p>(一) 商号 株式会社フェイス</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 大谷 憲司</p> <p>(三) 主たる事務 調布市菊野台一丁目二十八番地十七エテ所の所在地 イクビル二F</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七五六四号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年五月十一日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月三日</p>
<p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 有限会社サントレーディング</p> <p>(二) 代表者氏名 取締役 寺井 久晴</p> <p>(三) 主たる事務 港区南青山五丁目四番三十五ー一三〇所の所在地 五号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七九九四号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年八月三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月二日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社L・H・プランニング</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 小泉 達哉</p> <p>(三) 主たる事務 新宿区早稲田鶴巻町五百六十八番地土所の所在地 屋ビル一階</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三〇八九号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十三年六月十七日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月十六日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p>	<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社ブレインズ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 松葉 一</p> <p>(三) 主たる事務 千代田区神田須田町一丁目二十一番地所の所在地 四</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七七三九六号</p>
<p>(一) 商号 有限会社アローハウジング</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 箭内 孝夫</p> <p>(三) 主たる事務 渋谷区神宮前四丁目四番十一号 所の所在地</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(6)第五九七四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十三年九月二十八日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月十六日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社山忠ホーム</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 奥村 秀雄</p> <p>(三) 主たる事務 中野区中野五丁目六十八番二号 所の所在地</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(9)第四一四三〇号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年二月五日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年四月二日</p> <p>三 処分内容 免許の取消し</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号</p> <p>一 被処分者</p>	<p>一 被処分者</p>

- (五) 免許年月日 平成二十六年五月十四日
- 二 処分年月日 平成二十八年四月二日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 ランドフィールド株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 野地 忠
- (三) 主たる事務所の所在地 千代田区内神田一丁目十八ー十一東京ロイヤルプラザ一〇一四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七〇六四一号
- (五) 免許年月日 平成二十三年十月八日
- 二 処分年月日 平成二十八年四月二日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社エフ・イー・シー
- (二) 代表者氏名 代表取締役 林 雅三
- (三) 主たる事務所の所在地 文京区本駒込二丁目十番四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七五一八一号
- (五) 免許年月日 平成二十四年五月九日
- 二 処分年月日 平成二十八年四月十八日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第九百七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年 月日
ヘラクレ ス有限会 社	代表取締役 泉 信也	中野区東中 野三丁目二 番四号	東京都知事 (2)第八八一 三七号	平成二 十四年 八月三 十一日
株式会社 アプレス	代表取締役 長泉 努	港区麻布十 番二丁目四 番十号	東京都知事 (2)第八九五 二三号	平成二 十五年 七月二 十五日

●東京都告示第九百八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年 月日
有限会社 新六エス テイト	代表取締役 関 朝成	練馬区豊玉 南一丁目八 番十九号	東京都知事 (4)第七四八 一六号	平成二 十四年 一月十 日

●東京都告示第九百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画駐車事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

施行者の名称	大田区
一 都市計画事業の種類及び名称	東京都計画駐車事業大田第九号蒲田駅東口地下自転車駐車場
二 事業施行期間	平成二十八年四月二十八日から平成三十八年三月三十一日まで
三 事業地	取用の部分 なし
四 事業地	使用の部分 大田区蒲田五丁目地内

●東京都告示第九百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月二十八日

<p>名称</p> <p>下馬アパート (23号棟) 下馬アパート (25号棟)</p> <p>位置</p> <p>世田谷区下馬二丁目三十九番 中層耐火</p> <p>構造及び規模</p> <p>四七・二平方メートル</p> <p>戸数</p> <p>二四戸</p>	<p>一 施行者の名称</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>港区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第九号線</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>平成二十八年四月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>取用の部分</p> <p>港区南麻布三丁目、南麻布四丁目及び南麻布五丁目各地点 使用の部分 なし</p>
	<p>大田区蒲田五丁目地内</p> <p>使用の部分</p> <p>大田区蒲田五丁目地内</p>
	<p>●東京都告示第九百十一号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>平成二十八年四月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>大田区</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>東京都市計画道路事業区画街路大田区画街路第七号線</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>平成二十八年四月二十八日から平成三十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>取用の部分</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>
<p>同右</p> <p>同右</p> <p>五一・〇平方メートル</p> <p>三〇戸</p>	<p>●東京都告示第九百十二号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>平成二十八年四月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>首都高速道路株式会社</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>東京都市計画道路事業都市高速道路第一号線(高速大師橋)</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>平成二十八年四月二十八日から平成三十六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>取用の部分</p> <p>なし</p> <p>使用の部分</p> <p>大田区羽田二丁目及び羽田三丁目各地点</p>
<p>●東京都告示第九百十三号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>平成二十八年四月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>首都高速道路株式会社</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>東京都市計画道路事業都市高速道路第三号線(池尻・三軒茶屋出入口付近)</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>平成二十八年四月二十八日から平成四十年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>取用の部分</p> <p>世田谷区太子堂一丁目、太子堂二丁目、三軒茶屋一丁目、三宿一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目及び目黒区大橋二丁目各地点 使用の部分 なし</p>	
<p>●東京都告示第九百十四号</p> <p>次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十八年四月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	

下馬アパート (21、26、29、33号棟)	世田谷区下馬二丁目三十一番 ほか	同右	五六・九平方メートル	一四八戸
板橋富士見町アパート (7号棟)	板橋区富士見町二十番	同右	二九・七平方メートル	四〇戸
江古田第2アパート (2号棟)	練馬区旭丘一丁目一番	同右	五二・四平方メートル	三二戸
江古田第2アパート (3号棟)	同右	同右	四〇・四平方メートル	一〇戸
鎌倉二丁目アパート (2号棟)	葛飾区鎌倉二丁目十七番	同右	四二・三平方メートル	一八戸
鎌倉一丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区鎌倉一丁目七番	同右	三九・〇平方メートル	一五戸
鎌倉一丁目第2アパート (2号棟)	同右	同右	四二・三平方メートル	二二戸
亀有四丁目アパート (8、9、10号棟)	葛飾区亀有四丁目二十六番	同右	同右	五六戸
下篠崎アパート (1、2号棟)	江戸川区下篠崎町二番	同右	五五・五平方メートル	一〇〇戸
長房南アパート (65、66、67、68号棟)	八王子市長房町五百二十番地	同右	三七・七平方メートル	一六〇戸
八王子中野町アパート (1、2、8、9号棟)	八王子市中野山王三丁目六番	同右	三七・三平方メートル	同右
府中矢崎町アパート (3、4号棟)	府中市矢崎町一丁目十二番地 の六	同右	三七・〇平方メートル	六〇戸
仙川アパート (28、29、32、35号棟)	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 地	同右	五〇・八平方メートル	一二〇戸
仙川アパート (30、31号棟)	同右	同右	五一・五平方メートル	二〇戸

●東京都告示第九百十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

ように変更し、平成二十八年五月一日から実施するので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	69,600
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	38.3	2	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,600	34,100
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	2	31,100	45,700
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,800	64,700
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(1号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,800	68,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	47,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,700
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(1号棟)	江東区辰巳1-3	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(2号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	2	27,600	44,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	45,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	45,900
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,900	78,400
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,200	75,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	72,800
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	70,500
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(1号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	41,700
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	2	29,900	43,600
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,500	82,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(1号棟)	世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,700	72,500
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,300	84,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,100	69,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	3	32,400	77,000
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,600	36,400
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	2	24,200	45,200
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	27,800	40,800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(6号棟)	北区赤羽西5-6	36.4	1	28,100	45,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	1	41,300	72,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	2	27,100	40,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(1号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,800	46,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,000	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,500	37,200
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	71,400
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	39,000	67,800
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,600	66,300
一般都営	中層耐火	東大泉三丁目アパート(1号棟)	練馬区東大泉3-53	59.6	1	47,500	96,000
一般都営	中層耐火	平和台三丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	97,700
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(3号棟)	練馬区豊玉中4-6	55.9	2	44,500	91,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区北町6-7	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(1号棟)	練馬区北町6-12	48.1	1	37,800	74,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(2号棟)	練馬区北町6-2	55.9	1	44,400	87,800
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(5号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,200	98,300
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	59,000
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート(5号棟)	練馬区貫井4-35	51.0	1	40,200	78,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,800	44,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,000	52,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,400	52,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,900

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート (11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	67,000
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート (1号棟)	練馬区石神井台7-20	55.9	1	43,600	79,400
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート (1号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	84,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	2	47,400	94,300
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	73,600
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート (1号棟)	足立区青井2-29	55.9	1	41,700	77,700
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	70,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート (3号棟)	足立区青井4-37	59.6	1	44,400	84,100
一般都営	中層耐火	保木間町アパート (1号棟)	足立区保木間1-25	41.6	1	29,500	41,800
一般都営	中層耐火	保木間町アパート (5号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,500	41,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	宮城アパート (1号棟)	足立区宮城1-6	32.6	1	21,600	28,900
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (2号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (5号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (10号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (13号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (6号棟)	足立区竹の塚7-14	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (4号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (9号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (11号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (12号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (1号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (12号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,900	37,900
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (8号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (14号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,500	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,500	41,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (15号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,500	36,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (16号棟)	足立区舎人6-9	63.0	1	44,400	54,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (16号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,800	39,900

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (2号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,000	48,200
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート (2号棟)	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,600	61,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート (3号棟)	足立区竹の塚7-4	39.0	1	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート (46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,500	76,600
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート (7号棟)	足立区東和4-16	48.1	1	35,400	60,400
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	67,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート (2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	69,700
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート (4号棟)	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,700	67,700
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	68,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (5号棟)	葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,600	72,700
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (5号棟)	葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,600	46,700
一般都営	高層耐火	西亀有二丁目第4アパート (1号棟)	葛飾区西亀有2-38	59.6	1	45,600	88,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	64,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,300	78,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (2号棟)	葛飾区南水元1-24	51.0	1	37,900	67,100
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	73,600
一般都営	中層耐火	西水元二丁目アパート (1号棟)	葛飾区西水元2-18	61.5	1	45,600	78,700
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (2号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,900
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート (1号棟)	江戸川区平井7-23	39.0	1	28,700	44,300
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート (7号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,500	54,300
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,500	67,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,400	77,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	77,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,800	84,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-5号棟)	八王子市鹿島16-5	63.0	1	32,400	52,600
一般都営	中層耐火	堀五丁目アパート (6号棟)	武蔵野市堀5-15	48.1	1	36,700	75,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (3号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	93,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	41,000	77,800
一般都営	中層耐火	下連雀一丁目アパート (21号棟)	三鷹市下連雀1-10	42.3	1	30,800	57,400
一般都営	中層耐火	野崎アパート (2号棟)	三鷹市野崎2-2	42.4	1	30,100	53,800
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート (3号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	78,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市円領町3-8	53.5	1	29,900	65,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(5号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,500	78,500
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32	62.1	1	38,600	96,300
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(1号棟)	調布市深大寺東町8-24	51.0	1	31,200	75,500
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(5号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	29,800	67,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(6号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,600	74,300
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(1号棟)	町田市中町4-8	48.1	1	28,500	62,200
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(1号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,600
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,600	75,200
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(2号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	31,000	60,600
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	72,900
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(2号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,800	33,100
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	36,400
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(5号棟)	東村山市萩山町2-13	48.1	1	28,500	57,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	79,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(5号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	79,300
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(1号棟)	東村山市富士見町2-9	63.0	1	34,400	67,700
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(2号棟)	東村山市青葉町3-1	48.1	1	27,100	49,600
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(8号棟)	国立市北3-25	41.6	1	22,600	43,500
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(15号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,400	58,900
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,400	79,900
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(1号棟)	西東京市南町3-23	55.9	1	35,700	82,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(2号棟)	西東京市南町3-23	55.9	1	35,700	82,400
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,400	88,600
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	1	37,300	83,800
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(17号棟)	西東京市向台町3-8	48.1	1	28,500	61,900
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(3号棟)	西東京市向台町4-16	55.9	1	33,600	71,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(10号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,900	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(12号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(21号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,500
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(2号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	74,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-1号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-3-2号棟)	多摩市愛宕1-3	37.3	1	17,600	32,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-1号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	63.0	1	32,000	47,900



●東京都告示第九百十六号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ

き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。  
 平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が一三九、〇〇〇円 を超え一五八、〇〇〇円以下 の者に適用される使用料(月 額一戸につき)	近傍同種の住宅の 家賃(月額一戸に つき)
立川一番町五丁目アパート (1、3号棟)	立川市一番町五丁目八番地の 六	高層耐火 三四・六平方メートル	四五戸	二七、七〇〇円	四九、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	五九戸	三二、三〇〇円	五八、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一五戸	三八、二〇〇円	六九、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	一四戸	四五、七〇〇円	八二、五〇〇円
立川一番町五丁目アパート (2号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二四戸	二七、七〇〇円	五〇、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三二、三〇〇円	五八、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	一六戸	三七、九〇〇円	六八、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	三八、二〇〇円	六九、三〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四五、七〇〇円	八二、六〇〇円
立川一番町五丁目アパート (3号棟)	同右	同右 四七・四平方メートル	一六戸	三七、九〇〇円	六八、五〇〇円
国立富士見台四丁目アパート (3号棟)	国立市富士見台四丁目十七番 地の六	同右 三四・六平方メートル	同右	二八、七〇〇円	五八、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、五〇〇円	六八、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	八戸	三九、三〇〇円	八〇、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三九、七〇〇円	八一、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四七、四〇〇円	九六、五〇〇円
国立富士見台四丁目アパート (4号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	四八戸	二八、七〇〇円	五七、八〇〇円

名称	位置	構造及び規模	戸数	東京都知事 外 添 要 一
●東京都告示第九百十七号 次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例		(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。 平成二十八年四月二十八日		
豪徳寺アパート (2号棟)	世田谷区豪徳寺一丁目三十四番	中層耐火 二一・六平方メートル	一戸	三三、五〇〇円 六七、六〇〇円
豪徳寺アパート (1号棟)	同右	同右 四三・三平方メートル	一二戸	三九、三〇〇円 七九、三〇〇円
豪徳寺アパート (1号棟)	同右	同右 二九・七平方メートル	三三戸	三九、七〇〇円 八〇、一〇〇円
大山西町アパート (5号棟)	板橋区大山西町二十一番	同右 四七・二平方メートル	三三戸	四七、四〇〇円 九五、六〇〇円
中台アパート (3号棟)	板橋区相生町二十三番	同右 四四・七平方メートル	同右	
中台アパート (2号棟)	同右	同右 六〇・一平方メートル	一六戸	
中台アパート (1号棟)	同右	同右 四七・八平方メートル	一二戸	
上沼田アパート (23-1、23-2、23-3、23-4、23-5、23-6号棟)	足立区江北四丁目二十三番	同右 二九・七平方メートル	二三四戸	
上沼田アパート (23-7、23-8号棟)	同右	同右 二九・五平方メートル	七二戸	
上沼田アパート (23-9、23-10号棟)	同右	同右 二一・六平方メートル	四一戸	

●東京都告示第九百十八号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	構造及び規模	戸数
下馬アパート (22、23号棟)	世田谷区下馬二丁目三十九番	中層耐火 四七・二平方メートル	一〇四戸
町屋五丁目アパート (6、9号棟)	荒川区町屋五丁目七番	同右 三三・四平方メートル	六八戸
同右	同右	同右 四六・六平方メートル	一二戸
大山西町アパート (1、2号棟)	板橋区大山西町二十一番	同右 五〇・三平方メートル	六二戸
同右	同右	同右 六〇・三平方メートル	一戸
大山西町アパート (1号棟)	同右	同右 四七・二平方メートル	八六戸
同右	同右	同右 六三・〇平方メートル	七戸
鎌倉二丁目アパート (1、3号棟)	葛飾区鎌倉二丁目十七番	同右 三九・〇平方メートル	三七戸
同右	同右	同右 五三・九平方メートル	八戸
鎌倉二丁目アパート (1号棟)	同右	同右 四二・三平方メートル	一二戸
亀有四丁目アパート (6号棟)	葛飾区亀有四丁目二十三番	同右 五七・二平方メートル	四戸
同右	同右	同右 三九・〇平方メートル	三六戸
亀有四丁目アパート (7号棟)	同右	同右 五三・九平方メートル	九戸
同右	同右	同右 三二・九平方メートル	一八戸
板橋富士見町アパート (5号棟)	板橋区富士見町二十番	同右 四五・七平方メートル	九戸
同右	同右	同右	

●東京都告示第九百十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき、  
都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年  
五月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定に

より告示する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称 位 置

構造及び規模

戸 数

大谷田一丁目アパート  
(2号棟)

足立区大谷田一丁目二十六番 高層耐火 四〇・六平方メートル

三三戸

収入の額が一三九、〇〇〇円  
を超え一五八、〇〇〇円以下  
の者に適用される使用料(月  
額一戸につき)

三一、五〇〇円

●東京都告示第九百二十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第  
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一  
条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定  
に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平  
成二十八年五月一日から実施するので、同条例第三条第三  
項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16			51.2	2	39,900
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (9号棟)	台東区橋場2-18			51.2	1	41,300
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (9号棟)	台東区橋場2-18			80.4	1	64,900
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (14号棟)	江東区南砂3-11			33.4	2	26,300
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸7-56			33.4	1	26,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (8号棟)	江東区東砂7-13			32.6	1	25,600
改良	中層耐火	橋ヶ谷二丁目第2アパート (55号棟)	渋谷区橋ヶ谷2-55			36.6	1	31,500
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート (10号棟)	板橋区常盤台1-59			36.4	1	27,500
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (8号棟)	江戸川区平井3-4			33.4	1	25,300
改良	高層耐火	調布くすのきアパート (4号棟)	調布市国領町3-8			45.2	3	25,700
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート (11号棟)	国立市北3-25			39.0	1	21,100
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9			43.9	1	37,800

●東京都告示第九百二十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数

鳥山アパート駐車場 世田谷区北鳥山二丁目九番 一區画  
 神谷二丁目アパート駐 北区神谷二丁目四十車場 八番 四八區画  
 西新井第3アパート駐 足立区西新井本町三車場 丁目四番 七區画  
 立川一番町五丁目アパ 立川市一番町五丁目 五一區画  
 一ト駐車場 八番地の六  
 昭島朝日町四丁目アパ 昭島市朝日町四丁目 一一四區画  
 一ト駐車場 五番ほか  
 国立富士見台四丁目ア 国立市富士見台四丁目十七番地の六 七二區画

●東京都告示第九百二十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

立川市 一七、〇〇〇円

多摩市 一、〇〇〇円

●東京都告示第九百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)  
 変更に係る道路の位置 幅員(単位メートル)  
 法第四十二条 平成二十八年四月五日 国立市東二丁目二十四番七十一 延長 三・二八  
 第一項第五号 年四月五日 幅員 四・五〇  
 の規定による 道路

●東京都告示第九百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類  
 取消年月日  
 取消しに係る道路の位置  
 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条 平成二十六年七月三十日  
 第一項第五号 二丁目二千八百三十二番七  
 及び同番八の道路 各一部  
 延長 五・五〇  
 幅員 四・〇〇  
 転回広場 九〇・七五

●東京都告示第九百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類  
 変更年月日  
 変更に係る道路の位置  
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条 平成二十六年七月三十日  
 第一項第五号 二丁目二千八百三十二番七  
 道路 の一部  
 延長 一九・五八  
 幅員 四・〇〇  
 転回広場 九〇・七五

●東京都告示第九百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。の)の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十一条第一項の規定による指定の辞退があつたので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十八日

東京都知事 舩添要一